

観光資源と環境問題

—海辺のポリシー・ミックス

中崎 茂

1 観光資源の特性：海辺を中心

社会経済の発展に伴い多くの国民が観光旅行に出掛けており、「旅行・行楽」をした人は約9144万人（平成13年度）で、10歳以上人口の80.9%¹⁾を占めるなど、今や国民生活に定着してきた観がある。これに経済のサービス化や産業構造の高次化等も加わり、観光は企業のビジネスチャンス、地域経済の活性化の手段の一つあるいは国づくりの柱の一つともみなされている。

この観光の対象となる観光資源は、スポーツ・レジャー等の施設、自然景観・生態、歴史文化財あるいはイベント・祭りなど多種多様なものがある。考察の目的（利用・開発、保全等）によって資源の注目点は異なるが、一般的に観光資源の有無に関心が寄せられている。しかも観光資源は、社会経済や価値意識の変化に影響され、ある時は軽視、ある時は重視されるなど社会的な存在としての特性をもつ。例えば、イギリスの海辺について見ると、18世紀頃の海辺は、生命・財産を奪う波浪の恐怖、不可思議な生物の生息地、しかも海からの略奪の侵入拠点であり恐ろしき場所としてイメージされていた。1750年にRichard Russelが海水に浸り、海水を飲み、オゾンの空気を吸うことが健康に役立つと論文で発表してから海辺の見直しが始まり、特権階級が馬車で海辺に出掛けそこにリゾート地域が形成（ブライトン、スカーベラ等）された。そ

の後に科学・生物的知見が蓄積され、産業・交通革命で列車により大衆が海へアクセスできるようになり、さらに特権階級のリゾート生活が都市住民にデモンストレーション効果をもたらすようになると、海辺が観光資源として評価されマス・ツーリズム（本格化したのは第二次大戦後）が萌芽した²⁾。2次大戦後に国民的な観光資源として高く評価・利用されてきた海水浴場も、その後の高齢化やレジャー活動の多様化、紫外線の皮膚損傷の恐れ等から、その見直しが行われている。

このように観光資源の社会的な評価・意義は流動しており、海辺の利用や保全を環境との関わりから考察する場合、これらの点に留意する必要がある。

2 観光資源（海辺）の環境問題

多くの観光客を受け入れる地域は、インフラ、宿泊・飲食施設等の整備と、観光客の観光行動（移動、宿泊、飲食、購買等）の双方を通して、「環境の恩恵」（社会経済的な効果）と「環境への影響」（自然・生態等）の双方を受けることになる。環境を、人を取り巻く物理的な存在の中で人が設計していない部分とすると、観光が環境と関わる問題は、コスト・パフォーマンスの面とその地域環境の許容量を上回る影響面に大別される。

ここでは後者の影響面に限って考察すると、観光に起因する影響内容は、水質汚濁、ゴミ

の散乱等、観光の大衆化や受身的な観光行動から能動的な活動を反映して多様なものとなり、また関係する主体も企業のみならず個人の関与も軽視できない状況にある。それゆえ、環境問題を単に企業の「外部不経済性」問題として扱いそれを「内部化」する経済的手法で対応することは不十分となる。この環境問題の特性に応じた対応には、経済以外の手法を含め複合的な対応が必要となる。そのため観光と関わり深い環境特性を、倉阪氏の論説3)により時間軸、空間軸および社会軸と関連づけ、それに応じた対応の方向性を考察してみる。

環境問題は、影響として現れるまでに時間がかかり、この時間軸からa)自動車の排気ガスのように有る水準を越えたときに生じるもの、b)光スモッグのように化学的・物理的・生物的反応により被害が生じるもの、またc)土壤汚染のように分解しにくい汚染物質が環境中に蓄積するもの、に大別される。また、環境問題は発生原因となる場所とその影響をうける主体との場所に距離(空間軸)があり、原因と結果の場所がア)同じ自治体にある「生活圏問題」、イ)同じ国内にある「国内問題」、ウ)国を超える「国家間問題」に区分される。さらに、環境問題はそれを発生させた主体の形態(社会軸)にも由来することから、i)企業や個人の特定の行為を原因とする「特定行為問題」、ii)社会全般のほぼ共通した特定の行為を原因とする「特定様式の問題」(例えば、多くの観光者がマイカー利用することに起因する交通渋滞、駐車場問題等)およびiii)地球温暖化などその原因を特定の行為に限定することが困難な「普遍的問題」に区分される。例えば、海辺の皮膚がんにかかわるオゾン層破壊は{c}環境中に蓄積=ウ)国家間問題=iii)普遍的問題}に関わり、また海浜に流れ来るオイルボールは{B}化学変化

=ウ)国家間問題=i)特定行為問題}に関わると区分できる。この3つの軸はすべての環境問題を包含できるわけではないが、多面性・流動性をもつ環境の特性に対応する一次アプローチとして有益であろう。

3 外部性対応からポリシー・ミックスへ

観光サイドからみた海辺の環境問題にオゾン層破壊、オイル・ボール、水質汚染があり、これらの特性に応じた対処が必要となる。オゾン対策にはフロンガスの無害化、回収の技術開発、地球レベルの環境教育・倫理の普及、国際的な取り決め(例えば、ウィーン条約、モントリオール議定書)の遵守、オイル・ボール対策には海洋汚染防止の条約(ロンドン条約、マルポール条約、国際海洋法条約)、国際機関の活用(監視、除去・処理等)が基本となる。また、浜辺の水質汚染対策には、その海辺を含む流域の産業活動や生活様式の改変が必要となる。特に水質汚濁は、都市型的生活様式や利便性を優先した生活廃棄物としてのプラスチック・ゴミ等に由来し、1990年代の規制や経済的手法(外部性)だけで解決し切れない面がある。経済的手法とは、環境負荷を多く出している人・企業等はそれに応じた経済負担するか、環境負荷の軽減に応じた助成を行うものである。そのため、このi)経済的手法、ii)規制(流入河川の汚濁水の流入阻止)に加えて、iii)河川等の浄化能力の向上(例えば、自然型河川整備)、iv)情報の提供(汚染の状況と関係機関等の取り組みとその成果)およびv)見学・体験教育の普及、などの多面的な取り組みが必要となる。しかも、これらの公共機関、団体等の取り組みの他に、さらに個人が一人称で海辺の環境を享受し、その保全に関与する仕組み(公共機関、団体等はそれを補完し誘導する役割に移行する)が、受益者負担の原則や低経済成長による行

政の財源不足等の懸念のもとでは指向されるべきであろう。

このような環境問題に法的に対応するため、1967年の公害基本法では規制措置、施設整備が基本であったが、1993年の環境基本法ではこの2つの条文に経済的手法、環境に優しい製品の普及、環境教育・学習、自発的な活動が加えられた。さらに1999年に河川法が改正され、水質事故等の原因者の費用負担、不法係留の対策、さらに2000年の海岸法施行令(一部改正)により海岸環境の整備と保全、海岸の適正な利用が明記され、自動車乗り入れ禁止、油・有害物質・粗大ゴミ・建築廃材等による海岸汚染防止、貴重な動植物の生息地の保護対策等および地域住民(行政)の関与を強め、海辺環境の保全の実効性を高めようとしている。しかし、現実には、環境(海辺)に不要なものを排出した人・企業等にその処理に見合う費用を十分に負担させる仕組みになっていない。また、多くの人々が海辺のレクリエーション関連の商品を購入する場合に、価格以外にそれらの廃棄後の環境問題にまで思いを馳せ、店頭で必要な情報を得たり時に自粛することは稀である。さらに海辺環境の快適性/清浄性の良し悪しが観光入込み動向や地域住民の愛着・郷土愛の醸成に大きな影響を与えることから、海辺のレクリエーション関連ビジネスも環境の保全とリンクすべきであるが、多くの場合にまだ軽視されている。

このような現実を認識し、持続性のある快適な環境・観光活動空間を享受・保全するた

め、①個人や企業等の環境に対する主観・評価に加えて、海辺環境の現状・推移、生活・産業活動が海辺環境にどれだけ負荷を与えるか等のデータの広報。②企業が、再生可能資源と経営資源(労働、資本、技術、等)を効率的に活用し、資源生産性を高め(企業収益)とともに地球・地域環境の保全(環境改善)に努める(eco-efficiency⁴)ように社会的責任の自覚を促す⁵)。あわせて③守り維持する環境の水準を、環境特性の科学的知見の蓄積とあわせ生活スタイル、企業の活動実態等(資源、技術、製品、廃棄物等)に配慮して、明確にし共通認識とすること、が肝要である。

海辺環境の実効性のあるゼロ・エミッションのため、このようなミックス・ポリシーを展開し、かつ見直しを重ねることで、人間活動(生活・生産・観光)と自然・生態環境との望ましい共存・共創関係(ホスピタリティ・マネジメント)が築かれることを期待したい。

註

- 1) 総務庁(2002)「平成13年社会生活基本調査 結果概要」
- 2) 拙著(2001)「リゾート地域の変遷とその要因に関する考察」流経大論集, 35-3
- 3) 倉阪秀史(2003)『エコロジカルな経済学』ちくま新書 p 165~174
- 4) 堀内行蔵(2000)「環境マネジメント論序説」法大、人間環境論集1-1 p 44・45
- 5) 宇沢弘文(1995)『地球温暖化を考える』岩波新書、p 137